

介護老人保健施設〈短期入所療養介護〉重要事項説明書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設志木瑞穂の里（以下「当施設」という）は要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法施行令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように一定の期間短期入所療養介護を提供し、一方利用者又は利用者を扶養する者（以下「扶養者」という）は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は前項に定める事項の他、本約款別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(ご利用者からの解除)

第3条 利用者及びその扶養者は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は速やかに当施設及び居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し次に掲げる場合には本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合、計画で定められた利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し当施設での適切な短期入所療養介護の提供範囲を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず支払われない場合
- ⑤ 利用者が当施設・当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合

(非常災害対策)

第5条 非常災害に関する具体的な計画を立て、以下について必要な措置を講じます

- ① 防災教育および基本訓練（総合訓練）年2回以上
- ② 非常災害設備の使用方法の徹底

(業務継続計画の策定等)

第6条 感染症や非常災害時において、早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画の策定と職員への周知
- ② 定期的な研修及び訓練の実施（年各2回）
- ③ 定期的な業務改善計画の見直しと必要に応じた変更

(感染症対策)

第7条 施設の設定備や使用水の衛生管理に努めるとともに、必要に応じて保健所へ相談指導を求め連携に努めます。また、発生が予想される感染症に対し、以下の必要な措置を講じます

(利用料金)

第8条 利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 お支払方法は口座振替となります。
振り替え日は毎月27日となりますので、口座へのご準備をお願いいたします。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者及び扶養者に領収書をお渡しします。

(記録)

第9条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成しその記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第 11 条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供について当施設は利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行なうこととします。

(別添資料 1)

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会・研究会等での事例研究発表等。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関・協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 14 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について担当支援相談員に申し出ることができ、又は管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができません。

【第 3 者苦情相談窓口】

志木市役所 長寿応援課 048-473-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

(賠償責任)

第 15 条 短期入所療養介護の提供に伴う当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

2019年4月1日 改訂

2019年10月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2026年6月1日 改訂

<別紙1>

介護老人保健施設 志木瑞穂の里のご案内
(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 志木瑞穂の里
・開設年月日	2012年8月28日
・所在地	埼玉県志木市上宗岡二丁目20-17
・電話番号	048-474-0324
・ファックス番号	048-476-1133
・管理者名	施設長 依田 一郎
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(1152280010号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。また、ご利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 志木瑞穂の里の運営方針]

1. 総合的ケアサービスを行う

ご利用者の心身の状態あるいは介護者やご家族の環境に合わせて、医療的サービス・福祉的サービスを総合的かつ一体的に提供させていただきます。

2. リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に集中的な維持期リハビリテーションを行ないます。

3. 家庭復帰をめざす

リハビリテーション・看護・介護などのケアを必要とするご利用者に対し、医療的ケアと日常生活サービスを提供させていただきながら、心身の自立を支援しご家庭への復帰を実現させていただきます。

4. 在宅ケアを支援する

1日でも長く在宅で自立した生活が送れるよう通所サービス・短期入所機能などの充実を図り、地域の多くの社会施設サービスの活用、在宅ケア支援体制をつくらせていただきます。

5. 地域に開かれた施設

志木瑞穂の里自らが地域の高齢者ケア施設として、住民の方々のニーズに答え教育や啓発活動・ボランティアの方々の受け入れなどを通じて、地域の高齢者ケアの向

上に貢献させていただきたいと考えております。

(3) 施設の職員体制 (常勤換算)

	定 数	業務内容
・医 師	1.2 名	診療・指導等を行う
・看護職員	12 名	看護業務等を行う
・薬剤師	0.4 名	調剤・薬剤管理指導等を行う
・介護職員	28 名	日常生活上の介護業務等を行う
・支援相談員	1.2 名	支援相談業務等を行う
・理学療法士	1.2 名	理学療法業務等を行う
・作業療法士		作業療法業務等を行う
・言語聴覚士		言語療法業務等を行う
・管理栄養士	1.0 名	食事管理及び栄養改善上必要な指導等を行う
・調理員	適当数	必要な調理等を行う
・介護支援専門員	1.2 名	ケアプラン作成等を行う
・事務職員	適当数	事務処理等を行う
・その他		

- (4) 入所定員等 【定 員】120 名 (1 ユニット 10 名×12 ユニット)
 【療養室】全室個室 (2 階 40 床、3 階 40 床、4 階 40 床)

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
 (2) 短期入所療養介護計画の立案
 (3) 食事 (食事は原則として各共同生活室でおとりいただきます)
 朝食 8 時 0 0 分～ 8 時 4 5 分
 昼食 1 2 時 0 0 分～ 1 2 時 4 5 分
 夕食 1 8 時 1 5 分～ 1 9 時 0 0 分

(4) 入浴

家庭浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応します。入所ご利用者は週に最低 2 回入浴していただきます。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- (5) 医学的管理・看護
 (6) 介護 (退所時の支援も行います)
 (7) 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
 (8) 相談援助サービス
 (9) ご利用者が選定する特別な食事の提供
 (10) 理美容サービス (原則月 2 回実施します)
 (11) 行政手続代行
 (12) その他

*これらのサービスのなかには基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関①

名 称	TMG 宗岡中央病院
住 所	埼玉県志木市上宗岡 5-14-50

協力医療機関②

名 称	TMG あさか医療センター
住 所	埼玉県朝霞市大字溝沼 1340-1

協力歯科医療機関①

名 称	新座志木中央総合病院
住 所	埼玉県新座市東北 1丁目 7-2

協力歯科医療機関②

名 称	川越歯科クリニック
住 所	埼玉県川越市大字小ヶ谷 72-1

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、ご利用者の栄養状態の管理には食事管理が欠かせませんので食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・お持ちいただく全ての物に油性ペンでお名前を記入してください。
- ・貴重品の持ち込みは紛失事故のあった場合責任を負いかねますのでお避けください。
- ・施設内は全面禁煙とさせていただきます。
- ・飲酒は禁止といたします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報設備、防火シャッター等
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止させていただきます。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として「支援相談員」が勤務していますのでお気軽にご相談ください。(電話：048-474-0324) 要望や苦情などは支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<別紙 2>

短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたりご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

当施設でのサービスは、要介護者及び要支援者の家庭等生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、ご利用者の療養生活の質向上及びご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。この計画はご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料

(1) 基本料金及びその他料金

料金の詳しい内容は、短期入所サービスご利用料金表をご覧ください。

(2) 支払い方法

お支払方法は口座振替となります。

振り替え日は毎月27日となりますので、口座へのご準備をお願いいたします。お支払い頂きますと、領収証を発行致します。

短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設 志木瑞穂の里を短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款及び別紙1・別紙2を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 志木瑞穂の里
施設長 依田 一郎 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先及び扶養者（連帯保証人）】

・住 所	
・氏 名	印（続柄）
・電話番号	

【保証人（上記連帯保証人以外の方）】

・住 所	
・氏 名	印（続柄）
・電話番号	

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】

・住 所	
・氏 名	印（続柄）
・電話番号	

個人情報を開示することについての同意書

介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款第8条の規定に係る個人情報を開示することについて同意いたします。

年 月 日

介護老人保健施設 志木瑞穂の里
施設長 依田 一郎 殿

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(別添資料1)

個人情報利用目的

(2019年10月1日現在)

介護老人保健施設 志木瑞穂の里では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計、経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護、医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供